

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 2 月 5 日（火）第3491号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則		規 則	
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（※）			（農業経済課取扱い） 1
告 示		告 示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定			（障害福祉課取扱い） 1
○家畜伝染病の発生			（畜産課取扱い） 2
○県営土地改良事業の計画の変更			（農地整備課取扱い） 2
○基本測量の終了			（監理課取扱い） 2
○道路の区域の変更			（道路維持課取扱い） 2
○道路の供用の開始（2件）			（道路維持課取扱い） 3
		選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）			（選挙管理委員会取扱い） 3
		公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示			（生活安全企画課取扱い） 3

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第1号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成19年鹿児島県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第30条の見出し中「届出等」を「延期の承認申請」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第31条中「第231条第1項第22号」を「第231条第1項第21号」に改める。

別記第36号様式及び別記第37号様式中「議決」を「決議」に改める。

別記第42号様式を次のように改める。

第42号様式 削除

別記第44号様式中「第231条第1項第22号」を「第231条第1項第21号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成31年 2 月 5 日

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
マリンバ調剤薬局加治木店	始良市加治木町新富町106	平成31年2月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第70号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成31年2月5日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	22	与論町	平成31年1月23日

鹿児島県告示第71号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）畦布地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年2月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成31年2月6日から同年3月6日まで
- 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第72号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成30年4月20日鹿児島県告示第517号で告示した基本測量の実施は、平成31年1月8日終了した旨の通知があった。

平成31年2月5日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年2月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月5日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	蘇刈古仁屋線	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字トンキャン原1365番4地	前	12.1～26.1	95.6
			後	12.1～34.7	95.6

先から1364番 4 地先まで

鹿児島県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年2月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 2 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	蘇刈古仁屋線	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字トンキャン原1365番 4 地先から1364番 4 地先まで	平成31年 2月5日

鹿児島県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年2月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 2 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字當崎12230番 1 地先から同市笠沙町片浦字市崎山12268番 1 地先まで	平成31年 2月5日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第4号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年 2 月 5 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表104の項を削り、同表に次のように加える。

318	鹿児島厚生連病院	鹿児島市与次郎一丁目13番1号
-----	----------	-----------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第13号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成31年 2 月 5 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ミリオンヴィーナスNA6	株式会社コナミアミューズメント	8P0871

ぱちんこ遊技機	P A清流物語3 X B A	株式会社サンスリー	8P1076
ぱちんこ遊技機	P A清流物語3 G O	株式会社サンスリー	8P1126
ぱちんこ遊技機	P 翠星のガルガンティアK S	株式会社大一商会	8P0964
回胴式遊技機	S 実況B I N G O倶楽部K U	K P E株式会社	8S0682
回胴式遊技機	S R e : ゼロから始める異世界生活A 6	株式会社大都技研	8S1164
回胴式遊技機	サクラベンケイ2	株式会社ボーダー	8S0064